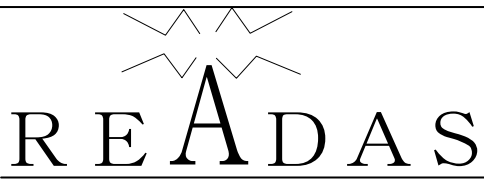


第 4598 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 10月 26日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

金融庁平成25年度税制改正要望

Q：中小企業円滑化法が最終期限を迎えますが、これに変わる対策は何かあるのでしょうか？

A：金融庁から次のような要望が出されています。

【解説】

金融庁は、平成25年度の税制改正要望で、中小企業金融円滑化法が最終期限を迎えるにあたり出口戦略として、次のような要望を出しています。

- ①再生企業が金融機関等から債権放棄を受ける場合には企業再生税制が措置されているが、この措置は金融機関による債権放棄に限定されていることから、金融機関から債権を取得した再生ファンド等が債権放棄を行う場合など、合理的な再生計画に基づく債権放棄についても企業再生税制の適用が認められるよう要件を拡大しています。
- ②現状の企業再生税制では、評価損の金額が少額(1,000万円未満)の資産については、評価損の損金算入が認められていないことから、少額資産についても資産評価が行われている場合には、評価損の計上を認めるように要望しています。
- ③経営者が合理的な再生計画に基づき、再生企業に対して私財提供を行った場合には、譲渡益が課税されることから、合理的な再生計画に基づき、再生企業の保証人となっている経営者が私財提供を行う場合の資産譲渡について、譲渡益を非課税にするよう要望しています。

